

証券コード 7185
平成29年6月13日

株 主 各 位

大阪市西区新町一丁目3番19号
MGビルディング
ヒロセ通商株式会社
取締役社長 細合 俊一

第14期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第14期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討下さいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年6月28日（水曜日）午後5時までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年6月29日（木曜日）午前11時（受付開始 午前10時）
2. 場 所 大阪府中央区本町三丁目6番12号
セントレジスホテル大阪 11階 アスター ボールルーム
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照下さい。）
3. 目的事項
報告事項
 1. 第14期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）事業報告、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第14期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）8名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件
第4号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。
- ◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.hirose-fx.co.jp>）に掲載させていただきます。
- ◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.hirose-fx.co.jp>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。なお、本招集ご通知の提供書面に記載しております連結計算書類及び計算書類は、会計監査人及び監査等委員会が会計監査報告及び監査報告の作成に際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。

(添付書類)

事業報告

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府や日銀による経済政策・金融政策の効果から、企業収益や雇用、所得環境に改善が見られ、景気が緩やかな回復基調で推移したものの、中国をはじめとする新興国経済の減速や、英国のEU離脱問題、米国新政権の経済政策等、先行き不透明感が増加しました。

この点、当社グループの関連する外国為替市場におきましては、期初は、112円台半ばから始まった米ドル/円相場は、6月のEU離脱の国民投票結果等を受け98円半ばと急激な円高となったが、11月の米国大統領選挙の結果を受けて118円台後半と円安になり、その後米国新政権の経済政策等、先行きの不透明感から円高となり111円台半ばで期末を迎えました。

国内外の政治経済情勢に漂う不透明感と不安定感に対処するため、当社グループとしては、より一層《顧客満足度の向上》を経営の第一優先としました。そのために、顧客ニーズに対応した取引システムのバージョンアップや新規ツールの追加、真に投資家の役に立つ有力媒体経由の相場情報提供、そしてより新鮮で効果的な各種キャンペーンを実施しました。より具体的には、特にシステムツールの追加と相場情報について7月より過去の取引データを基に自分の取引を簡単に分析してくれる「LION分析ノート」をリリースし、8月より日経CNBCにてFX取引に役立つ情報を提供するFX情報番組『FX経済研究所』の放送を開始しました。また、10月に利便性の向上を図った「LIONチャート+」のリリース、2月には残しておきたいポジションを誤って決済するリスクを回避するためのポジションロック機能を追加しました。

上記のような取組みを行った結果、当社グループの口座数は435,724口座(前期比8.3%増)に達し、顧客預り証拠金は46,185,564千円(前期比27.0%増)となりました。また、年間の外国為替取引高は5兆1,332億通貨(前期比28.7%増)となりました。

その結果、当連結会計年度の営業収益は、6,721,917千円(前期比5.8%増)、営業利益は1,529,917千円(前期比21.4%増)、経常利益は1,462,212千円(前期比24.5%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は880,333千円(前期比24.7%増)となりました。

なお、当社グループの事業セグメントは、外国為替証拠金取引事業を主要な事業としており、他の事業セグメントの重要性が乏しいため、セグメント別の業績は記載していません。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資は総額145,504千円であり、その主要なものは、顧客の利便性向上及び取引システムの安定稼働のためのシステム開発に伴う費用等であります。

その内訳は、次のとおりであります。

ソフトウェア取得	73,192 千円
器具備品取得	9,374 千円
建物取得	62,937 千円

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度中に、当社グループの所要資金として、金融機関より2,783百万円の調達を行いました。

(4) 対処すべき課題

当社グループの主要な事業である外国為替証拠金取引事業は、証券取引等他の金融商品と比べ近年急成長している事業といえます。その背景には、オンラインによる24時間取引が可能であること、少額からの投資が可能であること、取り扱う商品が外国為替という身近なものであるということ等金融商品として魅力的なものであることが要因になっていると考えております。そのような中、当社グループでは、既存事業の一層の拡大及び安定的な収益計上への取組みが課題であると認識しており、今後の更なる成長のため、以下の内容に対処すべき課題ととらえ、対応に取り組んでまいります。

① 顧客ニーズの実現

当社グループは、競争が激化する外国為替証拠金取引事業において、競争優位性を確保するためには、顧客ニーズの把握及び実現が、重要な課題の一つであると認識しております。

そのため、当社グループは、取引システムの操作性、スプレッドの縮小等による取引コストの削減、顧客の取引収益向上につながる情報の配信、キャンペーンの継続・条件の向上等顧客ニーズを素早く把握するとともに、これらを早いサイクルで実現するための社内関係部門との連携及びシステム会社との連携を強化しております。今後もこれらの取組みについて、一層のスピードアップを図ることにより、顧客ニーズの実現に努めてまいります。

② 取引システムの安定稼働

当社グループの主要な事業である外国為替証拠金取引事業は、100%オンラインシステムにより運営しており、取引システムの安定稼働が、重要な課題の一つであると認識しております。

そのため、当社グループは、増加し続けている取引高に対して事前に十分なキャパシティを確保するとともに、取引システムに関する保守・運用面の継続的な改善の他、災害や大規模なシステム障害等の有事に備えた「事業継続計画」の強化にも努めてまいります。

③ ブランディング力の強化

当社グループは、競争が激化する外国為替証拠金取引事業において、競争優位性を確保するためには、ブランディング力の強化による同業他社との差別化が、重要な課題の一つであると認識しております。

そのため、当社グループは、顧客ニーズを反映した取引アプリケーションの改善、スプレッド等の取引条件の最適化、ユニークなキャンペーンの実施及び社会貢献活動等を通じて当社グループの地位を明確化し、Web広告等を用いて認知度向上に努めてまいります。

④ 収益源の多様化

当社グループは、営業収益の大部分を外国為替証拠金取引事業に依存しており、外国為替市場の環境に影響を受ける可能性が高いため、外国為替市場の環境による収益面の不安定要素を軽減するとともに、安定した営業収益を確保するため、収益源の多様化を図ることが、重要な課題の一つであると認識しております。

当社グループでは、外国為替証拠金取引業者向けにホワイトラベルサービスの提供、カウンターパーティとしてカバー取引を行うなど国内外の金融商品取引業者を対象とした取引(BtoB)にも取り組んでおります。

また、外国為替証拠金取引で蓄積したノウハウをもとに、バイナリーオプションなど外国為替証拠金取引以外の金融商品の顧客向けサービス提供にも取り組んでまいります。

⑤ 海外事業の拡大

当社グループは、更なる収益基盤の拡大を図るため、海外において事業を拡大することが、重要な課題の一つであると認識しております。

そのため、平成22年10月に、英国に連結子会社HIROSE FINANCIAL UK LTD. を設立しました。また、発展が目覚ましいアジア市場の開拓のため、平成24年10月に香港に連結子会社HIROSE TRADING HK LIMITEDを、平成26年10月にマレーシアに連結子会社Hirose Financial MY Limited を設立しました。国内の外国為替証拠金取引事業で蓄積したノウハウを強みとし、各国の慣習、海外における金融商品の状況の把握、各国の顧客ニーズに対応したサービスの提供、低コストサービスの提供等により、海外での競争力の向上及び収益の増加に取り組んでまいります。

⑥ 優秀な人材の確保と育成

顧客への適切なサービスの提供、顧客満足度の向上を図るためには、金融商品取引業者の社員として、適切な知識、認識、サービス精神を持った優秀な人材の確保と継続的な社員育成が、重要な課題の一つであると認識しております。

そのため、当社グループの中心的存在として業務に取り組む意欲ある人材の採用を積極的に行っております。また、経営理念、コンプライアンスプログラム、規程等に基づく研修をはじめ、顧客満足度向上への取組みとして、カスタマーサポート担当社員はもとより、全社員に対して育成を図ってまいります。

従業員定着の取組みとして、従業員や地域の子どもの対象とした保育所（株式会社らいおん保育園）を運営し子育て社員が安心して働ける環境づくりを行っております。

さらに、当社の企業価値を高めていくため、適正な人事考課を確立させ、適切な評価を行い、優秀な人材の確保に努めてまいります。

⑦ コンプライアンス体制の確立

当社グループの取り扱う外国為替証拠金取引は、「金融商品取引法」、「金融商品の販売等に関する法律」及び「犯罪による収益の移転防止に関する法律」等により、顧客の適合性の審査、広告掲載内容の審査、リスク説明、商品説明、疑わしい取引の防止等が義務付けられており、コンプライアンス体制の確立が、重要な課題の一つであると認識しております。

当社グループでは、「コンプライアンス規程」、「コンプライアンス・マニュアル」等の制定を行い、コンプライアンス体制を強化し、高い倫理観をもって企業活動に取り組んでおります。また、役職員に対してコンプライアンスの周知徹底を目的とした研修等を定期的実施し、グループ全体でコンプライアンスに対する意識向上に努めております。さらに、個人情報について適切な保護措置が重要であると考え、一般財団法人日本情報経済社会推進協会(JIPDEC)が運営するプライバシーマーク取得企業として個人情報保護体制の適切な整備・運用を確保し、個人情報保護に対する意識向上を図っております。

今後においても、役職員に対するコンプライアンスの周知徹底、教育、啓蒙活動を通じ、企業情報の適時開示体制を含めたコンプライアンス体制の確立を図ってまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 11 期 (平成26年3月期)	第 12 期 (平成27年3月期)	第 13 期 (平成28年3月期)	第 14 期 (当連結会計年度) (平成29年3月期)
営 業 収 益	4,991,224 千円	4,968,653 千円	6,356,164 千円	6,721,917 千円
経 常 利 益	904,335 千円	486,537 千円	1,174,893 千円	1,462,212 千円
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	360,630 千円	199,513 千円	705,833 千円	880,333 千円
1株当たり当期純利益	83.08 円	45.90 円	157.21 円	149.65 円
総 資 産	32,996,251 千円	38,665,746 千円	47,147,187 千円	61,511,749 千円
純 資 産	2,715,212 千円	2,976,526 千円	4,285,927 千円	5,146,846 千円

- (注) 1 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数により算出しております。
 2 第12期の総資産、純資産には、子会社Hirose Financial MY Limitedを連結しております。
 3 第13期の総資産、純資産には、子会社HIROSE FINANCIAL LIMITED、HIROSE BUSINESS SERVICE SDN. BHD. を連結しております。
 4 第14期の総資産、純資産には、子会社株式会社らいおん保育園を連結しております。
 5 当社は平成25年12月3日付で普通株式1株につき普通株式1,000株の割合で株式分割を行いました
 が、第11期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益金額を算定して
 おります。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 11 期 (平成26年3月期)	第 12 期 (平成27年3月期)	第 13 期 (平成28年3月期)	第 14 期 (当事業年度) (平成29年3月期)
営 業 収 益	4,233,563 千円	4,242,518 千円	5,516,556 千円	5,753,761 千円
経 常 利 益	662,049 千円	581,395 千円	1,114,046 千円	1,301,481 千円
当 期 純 利 益	140,031 千円	229,479 千円	615,822 千円	611,817 千円
1株当たり当期純利益	32.26 円	52.79 円	137.16 円	104.01 円
総 資 産	29,494,830 千円	34,770,666 千円	41,273,112 千円	54,683,503 千円
純 資 産	2,376,518 千円	2,661,327 千円	3,900,940 千円	4,497,213 千円

- (注) 1 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数により算出しております。
 2 当社は平成25年12月3日付で普通株式1株につき普通株式1,000株の割合で株式分割を行いました
 が、第11期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益金額を算定して
 おります。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
J F X 株式会社	317,000千円	100.0%	金融商品取引業
HIROSE FINANCIAL UK LTD.	4,767千ポンド	100.0%	金融商品取引業
HIROSE TRADING HK LIMITED	7,000千香港ドル	100.0% (100.0%)	金融商品取引業（予定）
Hirose Financial MY Limited	1,500千USドル	100.0%	金融商品取引業
HIROSE FINANCIAL LIMITED	6,600千香港ドル	100.0%	取引システムの提供
HIROSE BUSINESS SERVICE SDN. BHD.	920千マレーシア リンギット	100.0%	コールセンター業務受託
株式会社らいおん保育園	10,000千円	100.0%	保育園事業

- (注) 1 HIROSE TRADING HK LIMITEDの株式は、JFX株式会社を通じての間接所有となっております。
2 出資比率欄の()内はJFX株式会社が所有する出資比率を内数で示しております。
3 平成29年3月31日現在において、HIROSE TRADING HK LIMITEDは、営業を開始していません。
4 株式会社らいおん保育園は当社より保育園事業を分社化し平成28年4月1日に設立しております。

(7) 主要な事業内容

当社グループの主要な事業内容は、外国為替証拠金取引等の金融商品取引業であります。

(8) 企業集団の主要な拠点

① 当社

本社：大阪市西区新町一丁目3番19号MGビルディング

② 子会社

JFX株式会社（本社：東京都中央区）

HIROSE FINANCIAL UK LTD.（本社：英国）

HIROSE TRADING HK LIMITED（本社：中国）

Hirose Financial MY Limited（本社：マレーシア）

HIROSE FINANCIAL LIMITED（本社：中国）

HIROSE BUSINESS SERVICE SDN. BHD.（本社：マレーシア）

株式会社らいおん保育園（本社：大阪市西区）

(9) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
78名	0名

(注) 従業員数は就業人員（使用人兼務取締役、当社グループ外への出向者を除く。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、派遣社員等）は含まれておりません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
56名	5名減	35.5歳	4.75年

- (注) 1 従業員数は就業人員（使用人兼務取締役、他社への出向者を除く。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、派遣社員等）は含まれておりません。
2 平均年齢及び平均勤続年数は、臨時雇用者（パートタイマー、派遣社員等）は含まれておりません。

(10) 主要な借入先

借入先	借入額
株式会社 みなと銀行	1,500,000 千円
株式会社 三井住友銀行	1,000,000 千円
株式会社 みずほ銀行	1,000,000 千円
株式会社 新生銀行	600,000 千円
株式会社 関西アーバン銀行	500,000 千円
株式会社 高知銀行	500,000 千円
株式会社 イオン銀行	500,000 千円
オリックス銀行株式会社	500,000 千円

(注) 平成29年3月現在の借入残高が、5億円以上の金融機関を記載しております。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 18,124,000株
- (2) 発行済株式の総数 6,143,956株 (自己株式80,044株を除く。)
 (注) 新株予約権の行使により発行済株式の総数が363,000株増加しております。
- (3) 単元株式数 100株
- (4) 株主数 9,173名
- (5) 大株主

株主名	持株数	持株比率
細合俊一	674,000株	10.97%
友延雅昭	517,000	8.41
渋谷誠一	430,000	6.99
石原愛	286,800	4.66
松井隆司	266,800	4.34
野市裕作	236,800	3.85
松田弥	216,800	3.52
衣川貴裕	206,800	3.36
村井昌江	200,000	3.25
Maicos International Company Limited	130,000	2.11

(注) 持株比率は、自己株式(80,044株)を控除して計算しております。

- (6) その他株式に関する重要な事項
 該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権などの状況
該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況

	第4回新株予約権
発行決議日	平成28年9月14日
新株予約権の数	1,210 個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 121,000 株 (新株予約権1個につき 100 株)
新株予約権の行使価額	1株につき 1,148 円
権利行使期間	平成30年9月30日 ~ 平成38年9月13日
行使条件	(注)
割当先	当社使用人 21 名
	子会社の役員及び使用人 4 名

(注) 新株予約権の行使の条件

- 1 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- 2 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- 3 本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- 4 その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の定めるところによる。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

当社は、平成28年7月14日開催の当社取締役会において、長期的な当社の業績拡大及び企業価値の増大を目指すにあたり、より一層意欲及び士気を向上させ、当社の結束力を更に高めることを目的として、以下のとおり、業績目標を達成した場合にのみ権利行使が可能となる新株予約権を有償にて発行することを決議いたしました。

	第3回新株予約権
発行決議日	平成28年7月14日
新株予約権の数	5,950 個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 595,000 株 (新株予約権1個につき 100 株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり 1,200 円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株につき 701 円
権利行使期間	平成29年7月1日～平成35年7月28日
行使条件	(注)
割当先	当社取締役 7名

(注) 新株予約権の行使の条件

- 1 本新株予約権者は、平成29年3月期乃至平成31年3月期のいずれかの期において、有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）における営業利益が下記 (a) 乃至 (c) に掲げる条件を満たしている場合、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、下記 (a) 乃至 (c) に掲げる割合（以下、「行使可能割合」という。）の個数を限度として行使することができる。ただし、行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合には、これを切り捨てた数とし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。
 - (a) 1,900百万円を超過した場合：行使可能割合:30%
 - (b) 2,100百万円を超過した場合：行使可能割合:60%
 - (c) 2,600百万円を超過した場合：行使可能割合:100%
- 2 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- 3 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- 4 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- 5 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	細 合 俊 一	HIROSE FINANCIAL UK LTD. 取締役
専務取締役	衣 川 貴 裕	内部管理部長 JFX株式会社 取締役 HIROSE TRADING HK LIMITED 取締役 Hirose Financial MY Limited 取締役 HIROSE FINANCIAL LIMITED 取締役
常務取締役	友 延 雅 昭	業務本部長 HIROSE FINANCIAL UK LTD. 取締役 Hirose Financial MY Limited 取締役
取 締 役	松 田 弥	管理本部長兼総務部長 JFX株式会社 取締役
取 締 役	石 原 愛	業務部長
取 締 役	松 井 隆 司	経営企画室長 株式会社らいおん保育園 代表取締役
取 締 役	野 市 裕 作	広報部長 HIROSE TRADING HK LIMITED 取締役
取 締 役	古 草 鉄 也	市場管理担当
取 締 役 (常勤監査等委員)	大 原 理 恵 子	—
取 締 役 (監 査 等 委 員)	津 田 和 義	津田和義公認会計士・税理士事務所 代表 株式会社ブレイントラスト 代表取締役 アーキテック・スタジオ・ジャパン株式会社 社外監査役 シルバーエッグ・テクノロジー株式会社 社外監査役
取 締 役 (監 査 等 委 員)	藪 内 正 樹	藪内法律事務所 代表

- (注) 1 監査等委員大原理恵子氏は、平成27年6月から監査役を務め当社事業に精通しており、また、法律に関する専門知識を有していることから、経営の監視、監査体制の強化のため、常勤の監査等委員に選定しております。
- 2 取締役津田和義氏及び取締役藪内正樹氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
- 3 監査等委員津田和義氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務、会計及び税務に関する相当程度の知見を有しております。
- 4 監査等委員藪内正樹氏は、弁護士の資格を有しており、法律に関する相当程度の知見を有しております。
- 5 取締役津田和義氏及び取締役藪内正樹氏を、東京証券取引所の定める独立役員として指定し、同取引所に届出を行っております。

(2) 当事業年度中の取締役及び監査等委員の異動

① 就任

平成28年6月28日開催の株主総会において、細合俊一氏、衣川貴裕氏、友延雅昭氏、松田弥氏、石原愛氏、松井隆司氏、野市裕作氏、古草鉄也氏が取締役役に再任され、それぞれ就任いたしました。また、大原理恵子氏、津田和義氏、簗内正樹氏が監査等委員に選任され、それぞれ就任いたしました。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、監査等委員である取締役全員と、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

① 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	支給人員	報酬等の額
取締役（監査等委員を除く）	8名	632,197千円
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	3名 (2名)	13,677千円 (8,000千円)
監査役 （うち社外監査役）	3名 (2名)	2,435千円 (1,400千円)
合計	14名	648,309千円

- (注) 1 当社は、平成28年6月28日に監査役設置会社から監査等委員会設置会社に移行しており、監査役の報酬等の総額は本件移行前の期間に係るものであり、監査等委員の報酬等の総額は本件移行後の期間に係るものであります。
- 2 取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、平成28年6月28日開催の第13期定時株主総会において年額1,000百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
- 3 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、平成28年6月28日開催の第13期定時株主総会において年額100百万円以内と決議いただいております。
- 4 上記報酬等の額には、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額257,889千円（取締役257,077千円、監査役135千円、監査等委員677千円）を含んでおります。

② 当事業年度に支払った役員退職慰労金

該当事項はありません。

(5) 社外役員に関する事項

① 取締役（監査等委員） 津田和義

- イ 他の法人等の業務執行者の兼任状況及び当社と当該法人等との関係
津田和義公認会計士・税理士事務所の代表及び株式会社ブレイントラストの代表取締役を兼任しておりますが、両社と当社との間には資本関係、取引関係ともありません。
- ロ 他の法人等の社外役員の兼任状況及び当社と当該法人等との関係
アーキテクト・スタジオ・ジャパン株式会社及びシルバーエッグ・テクノロジー株式会社の社外監査役を兼務しておりますが、当社と当該法人との間で取引関係はありません。
- ハ 当該事業年度における主な活動状況
当事業年度に開催した取締役会19回のうち18回、監査役会6回のうち6回及び監査等委員会14回のうち13回に出席し、営業活動、財務活動にわたって意見を述べるとともに、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための発言を行っております。

② 取締役（監査等委員） 藪内正樹

- イ 他の法人等の業務執行者の兼任状況及び当社と当該法人等との関係
藪内法律事務所の代表として弁護士業務を兼任しておりますが、同法律事務所と当社との間には資本関係、取引関係ともありません。
- ロ 他の法人等の社外役員の兼任状況及び当社と当該法人等との関係
該当事項はありません。
- ハ 当該事業年度における主な活動状況
当事業年度に開催した取締役会19回のうち18回、監査役会6回のうち6回及び監査等委員会14回のうち13回に出席し、営業活動、財務活動にわたって意見を述べるとともに、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	22,300千円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	22,300千円

(注) 1 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と、金融商品取引法に準ずる監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額はこれらの合計額を記載しております。

2 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容を参考に必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 子会社の監査に関する事項

当社の海外子会社は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人による監査を受けております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が、会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合、必要に応じて、監査等委員会は、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。また、監査等委員会は、会計監査人の適格性、専門性、当社からの独立性、その他の評価基準に従い総合的に評価し、会計監査人の職務の執行に支障があると判断されるなど、会計監査人の変更が必要と認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

(5) 責任限定契約の内容

該当事項はありません。

6. 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

(1) 職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ. コンプライアンスの概念を当社グループの全役職員が共有し、コンプライアンス体制を確立することを経営の最重要課題の一つとして掲げております。そのため、コンプライアンス遵守の基本規程である「コンプライアンス管理規程」を制定するとともに、当社の遵守事項を「コンプライアンスマニュアル」に定め全役職員に配布し周知徹底させております。

ロ. 取締役会は、法令、定款、株主総会決議、「取締役会規程」及びその他の社内規程に従い経営の重要事項を決定するとともに取締役の職務の執行を監督しております。取締役会に付議すべき事項については、「職務権限規程」で具体的に定めております。

ハ. 監査等委員である取締役（以下、「監査等委員」という）は、法令及び監査等委員会が定めた監査方針に基づき、取締役会及び重要会議への出席、業務執行状況の調査を通じて、取締役の職務執行を監査しております。

ニ. コンプライアンス体制の充実、徹底を図るため、取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスに関する重要事項の審議を行っております。また、コンプライアンスに関する事項の相談窓口として、社内相談窓口及び社外相談窓口を設置しております。なお、社外相談窓口については社外弁護士を選任し、内部通報者保護に配慮することでその実効性を高めております。

ホ. 取締役社長直轄の内部監査室は、各部門における職務の執行状況を監査し、随時取締役社長に報告しております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会議事録をはじめ重要な諸会議の議事録やその他の重要文書(電磁的記録を含む)は社内規程(「文書管理規程」等)に従い適切に保存及び管理しております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ. 当社は、事業の推進及び企業価値の維持・向上を妨げる可能性のあるリスクを「危機管理規程」に定めており、これに基づくリスク管理体制を整備、構築することで企業リスクの事前回避に努めております。

- ロ. リスクが顕在化し危機が発生した場合は、取締役社長が対策本部を設置し、迅速かつ適正な対応を行い、損失・被害を最小限にとどめるとともに、再発防止策を講じます。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- イ. 取締役会を毎月1回、その他必要に応じて臨時に開催し、経営の基本方針・戦略の策定、重要業務に関する決議及び取締役の職務執行を監督しております。
- ロ. 取締役の職務執行を円滑かつ効率的に行うため、原則として経営会議を毎月2回開催し、会社の基本方針並びに重要な業務執行に関する事項の協議・検討を行っております。
- ハ. 経営計画・経営方針を策定し、基本戦略、経営目標の浸透を図るとともに、各取締役が職務分掌ごとに業務遂行に努めております。
- ⑤ 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- イ. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の会社への報告に関する体制
- 当社は、経営企画室を子会社管理の担当部門とし、「子会社管理規程」に基づき、子会社の事業が適切に行われているか定期的に報告を求め、子会社の経営内容を把握しております。また、当社取締役が子会社取締役を兼務し、重要会議等へ出席することで、子会社の取締役等の業務執行に係る報告を受けております。
- ロ. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- 内部監査室は、企業グループとして統一された基準で内部監査を実施し、子会社における経営情報及びリスク情報を把握しております。また、子会社管理担当部門は、子会社に損失の危険が発生することを把握した場合は、速やかにその内容及び当社グループに与える影響等を取締役会・経営会議等に報告することとしております。
- ハ. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制
- 当社経営企画室は、子会社に対して貸借対照表・損益計算書等の計算書類、予算実績対比表等の提出及び報告を定期的に求め、子会社の経営内容を的確に把握することとしております。また、当社取締役管理本部長は、子会社の決算について、定期的に取締役会にて報告を行っております。
- ニ. 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- 当社内部監査室は、当社及び当社の子会社の内部監査を実施し、業務の適正性を監査しております。また、内部監査の結果は、当社取締役会及び子会社に報告しております。
- ⑥ 監査等委員会がその職務を補助すべき取締役及び使用人を置くことを求めた場合における当該取締役及び使用人に関する事項
- 当社は、監査等委員会の求めに応じて、監査等委員の職務を補助する取締役及び使用人を配置することとしております。

- ⑦ 前号の取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性並びに当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- イ. 監査等委員会は、当該使用人に対して監査等委員の職務の補助を行うよう命令できるものとし、当該使用人は、その命令に関しては、監査等委員以外の者から指揮命令を受けないものとしております。
 - ロ. 監査等委員会を補助する使用人の人事考課、異動、懲戒等については監査等委員会の同意を得るものとしております。
- ⑧ 監査等委員会への報告に関する体制及び報告者が不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- イ. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制
取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合及びあらかじめ監査等委員と協議して定めた事項について監査等委員会に報告することとしております。
また、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、監査等委員から報告を求められた業務に関する事項その他に関する報告を行っております。
 - ロ. 当社の子会社の取締役、監査役、その他これらの者に相当する者及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告をするための体制
当社子会社の取締役等及び使用人は、当社の著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合及びあらかじめ監査等委員と協議して定めた事項について監査等委員に報告することとしております。
また、当社子会社の取締役等及び使用人は、監査等委員から報告を求められた業務に関する事項その他に関する報告を行っております。
 - ハ. 当社は、上記イ、ロの報告を行った者に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行わないこととしております。
- ⑨ 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- 監査等委員が、その職務の執行について生ずる費用の前払等の請求をしたときは、当該監査等委員の職務の執行に必要でない認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理するものとしていたします。

- ⑩ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ. 監査等委員は、重要な意思決定及び業務の執行状況を把握するために、取締役会及びその他重要な会議に出席しております。
 - ロ. 監査等委員は、取締役社長と定期的に会合をもち、経営方針、対処すべき課題等について意見を述べるとともに、監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換を行っております。
 - ハ. 監査等委員は、会計監査人、内部監査室と監査上の重要課題等について意見・情報交換をし、互いに連携して内部統制システムの整備を推進しております。
- ⑪ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
- イ. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
- 当社は、暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団または個人である反社会的勢力による被害を防止するため、次の基本方針を宣言します。
- (a) 当社は、反社会的勢力による被害を防止するために、組織全体として対応します。
 - (b) 当社は、反社会的勢力による不当要求に対応する従業員の安全を確保します。
 - (c) 当社は、反社会的勢力の排除に関し、平素から、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部の専門家と緊密な連携関係を構築してまいります。
 - (d) 当社は、取引関係を含めて、反社会的勢力との一切の関係を持ちません。
 - (e) 当社は、反社会的勢力による不当要求を拒絶します。
 - (f) 当社は、反社会的勢力による不当要求に対して、民事と刑事の両面から法的対応を行います。
 - (g) 当社は、反社会的勢力による不当要求が、事業活動上の不祥事や従業員の不祥事を理由とする場合であっても、事案を隠ぺいするための裏取引を行いません。
 - (h) 当社は、反社会的勢力への資金提供を行いません。
 - (i) 当社は、すでに当社と取引をしている方が反社会的勢力であることが判明した場合、取引の解消に向けた適切な措置を速やかに講じます。

ロ. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

(a) 社内規則の整備

当社は、上記基本方針に基づき、「反社会的勢力との関係遮断に関する規程」を整備しております。

(b) 対応統括部署及び不当要求防止責任者について

当社は、内部管理部を反社会的勢力対応の統括部署として定めております。また、不当要求防止責任者を選任・配置し、反社会的勢力からの不当要求に対応します。

(c) 外部の専門機関との連携状況

当社は、外部専門機関と契約を結び、反社会的勢力との関係遮断に関する研修へ参加する他、緊急時における警察への通報、弁護士への相談を必要に応じて実施できる体制を整えております。

(d) 反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況

内部管理部において反社会的勢力に関する情報を集約し、一元的に管理する態勢としております。

(e) 対応マニュアルの整備状況

当社は、反社会的勢力との関係遮断に関するマニュアルを整備し、具体的な取組み内容を記載しております。

(f) 研修活動の実施状況

当社では、反社会的勢力対応をコンプライアンス上の重要項目と位置付け、コンプライアンスマニュアルの遵守事項に反社会的勢力との関係遮断について明記し、朝礼等で読み合わせを行い、役職員の周知徹底を図っております。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社は、取締役会で決議された「内部統制システム構築の基本方針」に基づき、当社及び子会社の内部統制システムを整備し運用しております。

当事業年度においては、役職員に対しコンプライアンスプログラムに基づく社内研修の実施及び社外研修（セミナー）の受講、定期的なコンプライアンスマニュアルの読み合わせを行うなど、コンプライアンス遵守に向けて全社での取組みを行いました。また、毎月1回のコンプライアンス委員会に加えて適宜コンプライアンス委員会の開催や内部監査を通じてコンプライアンスの遵守状況を都度確認し、問題となる事象が発生していないことを確認しております。

7. 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、中長期的な企業価値の向上に努め、株主に対する利益還元を行うことを経営の重要な課題の一つとして認識しております。そのため、剰余金の配当等の決定に関しては、今後の事業展開及び経営体質強化のための内部留保資金とのバランスを総合的に勘案したうえで、業績に見合った利益還元を実施することを基本方針としております。

上記の方針に基づき、当期の剰余金の配当につきましては、1株当たり21円とさせていただきます。

なお、当社は、年1回の期末配当を基本的な方針としており、配当の決定機関は株主総会です。また、当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

(注) 本報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	61,202,263	流 動 負 債	55,369,849
現金及び預金	7,888,764	外国為替取引預り証拠金	46,185,564
外国為替取引顧客分別金信託	39,805,000	外国為替取引顧客差金	435,589
外国為替取引顧客差金	7,552,661	外国為替取引顧客未払金	1,269,637
外国為替取引顧客未収入金	237,222	外国為替取引自己取引差金	254,965
外国為替取引差入証拠金	5,089,272	外国為替取引自己取引未払金	13,682
外国為替取引自己取引差金	59,581	短期借入金	5,883,600
外国為替取引自己取引未収入金	227,935	1年内返済予定の長期借入金	500,000
貯蔵品	43,246	未払金	325,532
未収入金	30,472	未払費用	40,884
未収還付消費税等	182,052	未払法人税等	350,477
前払費用	39,385	賞与引当金	50,767
繰延税金資産	34,235	その他	59,146
その他	12,433	固 定 負 債	995,053
固 定 資 産	309,485	退職給付に係る負債	39,546
有 形 固 定 資 産	111,567	役員退職慰労引当金	944,933
建物	87,896	資産除去債務	10,574
車両運搬具	4,874	負 債 合 計	56,364,902
器具備品	18,795	純 資 産 の 部	
無 形 固 定 資 産	117,796	株 主 資 本	5,125,589
ソフトウェア	79,317	資本金	845,118
ソフトウェア仮勘定	38,232	資本剰余金	408,228
その他	246	利益剰余金	3,898,690
投資その他の資産	80,122	自己株式	△26,446
長期前払費用	2,250	その他の包括利益累計額	△1,292
繰延税金資産	37,338	為替換算調整勘定	△1,292
差入保証金	31,383	新 株 予 約 権	22,549
その他	17,703	純 資 産 合 計	5,146,846
貸倒引当金	△8,553	負 債 ・ 純 資 産 合 計	61,511,749
資 産 合 計	61,511,749		

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
営業収益		
外国為替取引損益	6,704,987	
外国為替取引受取手数料	573	
その他の営業収益	16,356	6,721,917
営業費用		
販売費及び一般管理費		5,192,000
営業利益		1,529,917
営業外収益		
受取利息	2,346	
還付金収入	1,425	
その他	2,011	5,782
営業外費用		
支払利息	73,053	
為替差損	42	
その他	390	73,487
経常利益		1,462,212
特別損失		
固定資産除却損	1,375	
減損損失	7,796	9,171
税金等調整前当期純利益		1,453,041
法人税、住民税及び事業税	562,538	
法人税等調整額	10,169	572,707
当期純利益		880,333
親会社株主に帰属する当期純利益		880,333

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					その他の包括 利益累計額 為替換算 調整勘定	新 予 約 権	純 資 産 合 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計			
当期首残高	790,668	408,228	3,110,853	△26,400	4,283,349	2,578	—	4,285,927
当期変動額								
新株の発行	54,450	—	—	—	54,450	—	—	54,450
剰余金の配当	—	—	△92,496	—	△92,496	—	—	△92,496
親会社株主に帰属する 当期純利益	—	—	880,333	—	880,333	—	—	880,333
自己株式の取得	—	—	—	△46	△46	—	—	△46
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	—	—	—	—	—	△3,870	22,549	18,678
当期変動額合計	54,450	—	787,837	△46	842,240	△3,870	22,549	860,918
当期末残高	845,118	408,228	3,898,690	△26,446	5,125,589	△1,292	22,549	5,146,846

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	53,920,895	流 動 負 債	49,200,178
現 金 及 び 預 金	6,497,059	外 国 為 替 取 引 預 り 証 拠 金	40,242,239
外 国 為 替 取 引 顧 客 分 別 金 信 託	34,047,000	外 国 為 替 取 引 顧 客 差 金	381,196
外 国 為 替 取 引 顧 客 差 金	7,498,217	外 国 為 替 取 引 顧 客 未 払 金	1,239,166
外 国 為 替 取 引 顧 客 未 収 入 金	206,746	外 国 為 替 取 引 自 己 取 引 差 金	254,965
外 国 為 替 取 引 差 入 証 拠 金	5,089,272	外 国 為 替 取 引 自 己 取 引 未 払 金	13,682
外 国 為 替 取 引 自 己 取 引 差 金	59,581	短 期 借 入 金	5,883,600
外 国 為 替 取 引 自 己 取 引 未 収 入 金	227,935	1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	500,000
貯 蔵 品	42,505	未 払 金	263,631
未 収 入 金	22,437	未 払 費 用	35,498
未 収 還 付 消 費 税 等	150,323	未 払 法 人 税 等	287,140
前 払 費 用	27,252	預 り 金	56,317
繰 延 税 金 資 産	29,469	賞 与 引 当 金	42,740
そ の 他	23,093	固 定 負 債	986,110
固 定 資 産	762,608	退 職 給 付 引 当 金	36,563
有 形 固 定 資 産	104,220	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	938,973
建 物	85,426	資 産 除 去 債 務	10,574
車 両 運 搬 具	4,874		
器 具 備 品	13,919	負 債 合 計	50,186,289
無 形 固 定 資 産	107,200	純 資 産 の 部	
ソ フ ト ウ ェ ア	77,362	株 主 資 本	4,474,664
ソ フ ト ウ ェ ア 仮 勘 定	29,592	資 本 金	845,118
そ の 他	246	資 本 剰 余 金	408,228
投 資 そ の 他 の 資 産	551,186	資 本 準 備 金	389,198
関 係 会 社 株 式	481,841	そ の 他 資 本 剰 余 金	19,030
長 期 前 払 費 用	2,250	利 益 剰 余 金	3,247,765
繰 延 税 金 資 産	36,795	利 益 準 備 金	1,100
差 入 保 証 金	24,302	そ の 他 利 益 剰 余 金	3,246,665
そ の 他	11,635	繰 越 利 益 剰 余 金	3,246,665
貸 倒 引 当 金	△5,638	自 己 株 式	△26,446
資 産 合 計	54,683,503	新 株 予 約 権	22,549
		純 資 産 合 計	4,497,213
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	54,683,503

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
営 業 収 益		
外国為替取引損益	5,753,187	
外国為替取引受取手数料	573	5,753,761
営 業 費 用		
販売費及び一般管理費		4,392,849
営 業 利 益		1,360,911
営 業 外 収 益		
受取利息	2,043	
関係会社経営指導料	10,044	
貸倒引当金戻入額	2,731	
その他の	727	15,547
営 業 外 費 用		
支払利息	73,053	
為替差損	1,673	
その他の	250	74,977
経 常 利 益		1,301,481
特 別 損 失		
固定資産除却損	1,375	
関係会社株式評価損	207,054	208,430
税 引 前 当 期 純 利 益		1,093,051
法人税、住民税及び事業税	470,499	
法人税等調整額	10,734	481,234
当 期 純 利 益		611,817

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本								新 株 予 約 権	純 資 産 合 計	
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			自己株式			株主資本 合 計
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰越利益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計				
当期首残高	790,668	389,198	19,030	408,228	1,100	2,727,344	2,728,444	△26,400	3,900,940	—	3,900,940
当期変動額											
新株の発行	54,450	—	—	—	—	—	—	—	54,450	—	54,450
剰余金の配当	—	—	—	—	—	△92,496	△92,496	—	△92,496	—	△92,496
当期純利益	—	—	—	—	—	611,817	611,817	—	611,817	—	611,817
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	—	△46	△46	—	△46
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	22,549	22,549
当期変動額合計	54,450	—	—	—	—	519,321	519,321	△46	573,724	22,549	596,273
当期末残高	845,118	389,198	19,030	408,228	1,100	3,246,665	3,247,765	△26,446	4,474,664	22,549	4,497,213

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

平成29年 5月16日

ヒロセ通商株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 寺田勝基	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 大竹 新	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 森村照私	Ⓔ

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ヒロセ通商株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ヒロセ通商株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成29年5月16日

ヒロセ通商株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 寺田勝基	Ⓜ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 大竹 新	Ⓜ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 森村照私	Ⓜ

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ヒロセ通商株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第14期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第14期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査室その他内部統制所管部門と連携の上、重要な会議等における意思決定の過程及び内容、主要な決裁書類その他業務執行に関する重要な書類等の内容、取締役及び主要な使用人等の職務執行の状況、並びに会社の業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社に対し事業の報告を求め、その業務及び財産の状況を調査しました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月17日

ヒロセ通商株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 大原理 恵子 ㊞

監査等委員 津田 和義 ㊞

監査等委員 藪内 正樹 ㊞

(注) 監査等委員津田和義及び藪内正樹は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当期の剰余金処分につきましては、当期の業績、経営環境等を勘案し、また、内部留保を確保しつつ、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき 金21円 総額129,023,076円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成29年6月30日

第2号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）8名選任の件

取締役（監査等委員であるものを除く。）全員（8名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員であるものを除く。）8名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役（監査等委員であるものを除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社 株式の数
1	ほそあい としかず 細合 俊一 (昭和23年12月3日生)	昭和50年6月 近畿配達株式会社 入社 昭和57年1月 北辰商品株式会社 入社 平成16年3月 当社設立 代表取締役社長 (現任) 平成27年6月 HIROSE FINANCIAL UK LTD. 取締役 (現任)	674,000株
2	きぬがわ たかひろ 衣川 貴裕 (昭和53年1月6日生)	平成12年4月 米常商事株式会社 入社 平成14年8月 丸村株式会社 入社 平成16年5月 当社 入社 平成19年5月 当社 取締役業務IT担当 平成19年10月 当社 取締役管理本部担当 平成20年2月 当社 取締役内部管理部長 平成21年6月 JFX株式会社 取締役(現任) 平成24年10月 HIROSE TRADING HK LIMITED 取締役(現任) 平成26年10月 Hirose Financial MY Limited 取締役(現任) 平成27年6月 HIROSE FINANCIAL LIMITED 取締役(現任) 平成27年6月 当社 専務取締役内部管理部長(現任)	206,800株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社 株式の数
3	<p style="text-align: center;">とものべ まさあき 友延 雅昭 (昭和42年9月23日生)</p>	<p>平成元年4月 北辰商品株式会社 入社 平成9年8月 米常商事株式会社 入社 同社 営業部次長 平成14年9月 丸村株式会社 入社 平成16年3月 当社設立 取締役監査担当 平成19年10月 当社 取締役内部監査室担当 平成20年2月 当社 取締役本部長 平成20年6月 当社 常務取締役業務本部長 (現任) 平成26年10月 Hirose Financial MY Limited 取締役(現任) 平成27年6月 HIROSE FINANCIAL UK LTD. 取締役(現任)</p>	517,000株
4	<p style="text-align: center;">まつだ わたる 松田 弥 (昭和33年8月19日生)</p>	<p>昭和54年2月 浦西税務会計事務所 入所 平成2年12月 米常商事株式会社 入社 平成15年5月 丸村株式会社 入社 平成16年6月 当社入社 管理部長 平成19年5月 当社 取締役管理部長 平成19年10月 当社 取締役総務本部担当 平成20年2月 当社 取締役管理部長 平成22年6月 JFX株式会社 取締役(現任) 平成26年4月 当社 取締役管理本部長 兼総務部長(現任)</p>	216,800株
5	<p style="text-align: center;">いしはら あい 石原 愛 (昭和51年1月16日生)</p>	<p>平成6年4月 株式会社美卸社 入社 平成8年11月 西友商事株式会社 入社 平成10年4月 株式会社ユニテックス 入社 平成11年8月 米常商事株式会社 入社 平成14年8月 丸村株式会社 入社 平成16年5月 当社 入社 平成19年10月 当社 業務本部統括部長 平成20年2月 当社 取締役業務部長(現任)</p>	286,800株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社 株式の数
6	まつい たかし 松井 隆司 (昭和51年10月7日生)	平成13年4月 米常商事株式会社 入社 平成14年8月 丸村株式会社 入社 平成16年5月 当社 入社 平成19年10月 当社 業務部長 平成20年2月 当社 取締役経営企画室長 (現任) 平成28年4月 株式会社らいおん保育園 代表取締役社長 (現任)	266,800株
7	のいち ゆうさく 野市 裕作 (昭和53年7月31日生)	平成13年4月 米常商事株式会社 入社 平成14年9月 丸村株式会社 入社 平成16年5月 当社 入社 平成19年10月 当社 管理部長 平成20年2月 当社 取締役広報部長(現任) 平成24年12月 HIROSE TRADING HK LIMITED 取締役(現任)	236,800株
8	ふるくさ てつや 古草 鉄也 (昭和29年12月21日生)	昭和53年4月 日通商事株式会社 入社 昭和56年9月 ファースト・インター・ステイ ト銀行 入行 昭和59年3月 ロイズ銀行 入行 昭和63年2月 アービング銀行 入行 平成2年4月 カナダコマース銀行 入行 ディレクター 平成8年7月 カナダロイヤル銀行 入行 ディレクター 平成11年7月 コメルツ銀行 入行 ディレクター 平成15年5月 サクソ銀行 入行 平成17年2月 上田ハーロー株式会社 入社 COO 外貨保証金事業部長 平成25年4月 当社 社外取締役 平成25年6月 当社 取締役市場管理担当 (現任)	一株

(注) 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役大原理恵子氏が本総会の終結の時をもって退任いたしますので、その補欠として監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本総会にて選任された監査等委員である取締役の任期は、当社定款の定めにより、退任された監査等委員である取締役の任期の満了すべき時までとなります。

また、本議案に関しましてはあらかじめ監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社 株式の数
まるも ひでお 丸茂 英雄 (昭和47年9月7日生)	平成20年12月 弁護士登録（兵庫県弁護士会） 平成20年12月 井関法律事務所 入所 平成26年7月 財務省近畿財務局証券取引等監視官・証券 検査官（専門官・弁護士）として出向 平成28年7月 神戸伊藤町法律事務所 開設（現任）	一株

- (注) 1 丸茂英雄氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
- 2 丸茂英雄氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
- 3 丸茂英雄氏は、弁護士として高度な専門知識を有しており、企業法務にも精通していることから、監査等委員の役割を十分に果たすことが期待されるため、候補者といたしました。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。
- 4 丸茂英雄氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。

第4号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

監査等委員である取締役大原理恵子氏が本総会の終結の時をもって退任されますので、在任中の労に報いるため、当社所定の基準に従い相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、監査等委員である取締役の協議に一任いただきたいと存じます。

退任する監査等委員である取締役の略歴は、つぎのとおりであります。

氏 名	略 歴
おおはら りえこ 大原 理恵子	平成27年6月 当社 常勤監査役 平成28年6月 当社 監査等委員である取締役（現任）

以 上

株主総会会場ご案内図

会場：大阪府中央区本町三丁目 6 番12号

セントレジスホテル大阪 11階 アスター ボールルーム



交通 地下鉄御堂筋線「本町」駅下車、7番出口すぐ。

*誠に恐縮ながら、お車でのご来場はご遠慮下さいますようお願い申し上げます。